

高齢者施設等の防災・減災対策推進事業について

1 事業概要

高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策強化、倒壊の危険のあるブロック塀等の改修、換気設備設置を支援する。

2 補助内容

(1) 補助対象施設

定員30人以上の特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院 ※事業により、他にも補助対象施設があります。

(2) 補助対象事業

① 非常用自家発電設備整備事業 (◆)

総事業費：上限なし、下限500万 補助率：3/4（国1/2、都1/4）

(◆)「東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針」(令和2年2月18日付31
福保高施第2316号)の3の整備方針を満たす事業が対象となります。

※ 総事業費500万円未満の費用用自家発電設備整備事業は令和6年度から「社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業」に移管します。事業の詳細については、令和6年4月以降に公表予定です。

② 給水設備整備費事業 総事業費：上限なし、下限500万 補助率：3/4（国1/2、都1/4）

③ 水害対策強化事業 総事業費：上限なし、下限80万 補助率：3/4（国1/2、都1/4）

④ ブロック塀等改修事業 総事業費：上限なし、下限なし 補助率：3/4（国1/2、都1/4）

⑤ 換気設備設置事業 補助基準額：対象面積1m²当たり4千円 補助率：10/10（国10/10）

補助対象事業	総事業費（※1）	八王子市外の施設		八王子市内の民間施設
		民間施設	公立施設	
① 非常用自家発電設備整備事業	500万以上	○	○	※2※3
② 給水設備整備費事業	-	○	○	※2
③ 水害対策強化事業	-			
④ ブロック塀等改修事業	-			
⑤ 換気設備設置事業	-			

※1 500万以上・未満は、複合型施設においては、補助対象施設分の総事業費で判断します。

また、補助協議時の総事業費で判断し、内示後に行う入札の結果等に伴い500万未満となった場合は、500万以上の扱いとなります。

※2 国事業(地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金)の対象となりますが、八王子市への申請となります。

※3 500万円未満は令和6年度から「社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業」に移管しますが、申請先は引き続き東京都です。

「社会福祉施設への非常用電源等の整備促進事業」の詳細は、令和6年4月以降に公表予定です。

3 令和6年度の事業実施スケジュール（予定）

国からの補助協議の通知があり次第、連絡いたします。

非常用自家発電設備・設置支援に係る整備指針の概要

対象施設：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護医療院

前提

非常用自家発電設備を設置するに当たり、以下の考え方を前提とする。

- 災害による停電時に非常用電源を稼働することで、施設利用者に対する通常の介護業務を維持するために必要な電力量を確保すること
- 医療的配慮者の入居、福祉避難所の指定がある場合は、適切な処遇が可能となるだけの電力量を確保すること
- 非常用自家発電設備の設置や代替策により、施設運営を3日間（72時間）可能とすること

平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえた国事務連絡（H30.10.19）においては、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点にたってライフライン等の点検を行うこととされている。

具体的な審査要件

非常用自家発電設備を設置するに当たり、以下の条件を満たす計画を作成すること

- ◆ 非常用電源の確保等により、3日間の施設運営ができるることを目標とし、現在の施設条件で設置できる限りの非常用自家発電設備を整備できること
- ◆ 停電中であっても、入所者・避難者を適切に処遇できるよう、以下の設備・ライフラインを必要に応じて稼働できるようにすること

- | | |
|----------|---------------------|
| ● 消防用設備 | ◎ 酸素療法、喀痰吸引などの医療的配慮 |
| ○ 水道 | ○ 冷暖房 |
| ○ ナースコール | ○ 認知症の方への対応機器 |
| | ○ 照明 |
| | ○ エレベーター |

※ ●必須 ◎優先度高 ○左記以外に施設の実情に応じて選択

- ◆ 事業継続計画（BCP）を策定し、職員に周知すること

特に、入所者や（福祉避難所の場合）避難者の適切な処遇が3日間可能であることを、BCPにより提示すること。

- ◆ 燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電設備の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じること
- ◆ 定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練を行うこと
- ◆ 賃貸物件により運営している施設については、非常用自家発電設備の設置に関して、オーナーと十分に調整を図ること